



## 一、最新中国法令

- [国家卫生健康委员会等十七部门关于进一步完善和落实积极生育支持措施的指导意见](#)

【发布单位】国家卫生健康委员会等十七部门  
【发布文号】国卫人口发〔2022〕26号  
【发布日期】2022-08-16  
【内容提要】该意见从提高优生优育服务水平、发展普惠托育服务体系、完善生育休假和待遇保障机制、强化住房税收等支持措施、加强优质教育资源供给、构建生育友好的就业环境等方面做出部署。其中包括：

<b>鼓励实行灵活的工作方式</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 用人单位可结合生产和工作实际，通过与职工协商，采取弹性上下班、居家办公等工作方式，为有接送子女上下学、照顾生病或居家子女等需求的职工提供工作便利，帮助职工解决育儿困难。</li></ul>
<b>推动创建家庭友好型工作场所</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 推动用人单位将帮助职工平衡工作和家庭关系相关措施纳入集体合同和女职工权益保护专项集体合同条款。</li><li>▪ 实施母乳喂养促进行动。女职工比较多的用人单位应当建立孕妇休息室、哺乳室，配备必要母婴服务设施。</li><li>▪ 鼓励有条件的用人单位、学校、社区、群团组织等开展寒暑假托管服务。</li></ul>
<b>切实维护劳动就业合法权益</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 持续开展就业性别歧视约谈工作，依法查处侵权行为。</li><li>▪ 督促用人单位依法依规落实对孕产期、哺乳期女职工关于工作时间、工资待遇、劳动强度等方面的特殊劳动保护。</li></ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.nhc.gov.cn/rkjcyjtfzs/s7785/202208/9247dd64744c42df9522c4fa2cb78e42.shtml>

- [人力资源和社会保障部、最高人民法院关于加强行政司法联动保障新冠肺炎康复者等劳动者平等就业权利的通知](#)

【发布单位】人力资源和社会保障部、最高人民法院  
【发布文号】人社部函〔2022〕108号  
【发布日期】2022-08-16

## 一、最新中国法令

- [積極的な出産支援措置の更なる整備及び貴族に関する国家衛生健康委員会等 17 部門による指導意見](#)

【発布機関】国家衛生健康委員会等 17 部門  
【発布番号】国衛人口発〔2022〕26 号  
【発布日】2022-08-16  
【概要】本意見では、良質な出産育児サービスレベルの向上、公的な託児サービス体系の発展、出産休暇及び待遇保障メカニズムの整備、住宅税などの支援措置の強化、良質な教育資源の供給強化、出産に優しい就業環境の構築などの方面から手配している。それには、以下の内容が含まれる。

<b>弾力的な働き方の実施を奨励する</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 使用者は生産及び業務の実際状況を踏まえ、労働者との協議のうえ、弾力的な出勤・退勤、在宅勤務などの働き方を採用することにより、子供の通学送迎、病気や在宅の子供の世話などの需要がある労働者に対し、仕事上の便宜を与え、労働者の育児の難しさを解決するよう助けることができる。</li></ul>
<b>家庭にやさしい職場づくりを推進する</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 使用者が従業員の仕事と家庭の両立を助けるための関連措置を労働協約及び女性従業員の権益保護特別労働協約の条項に組み入れるよう推進する。</li><li>▪ 母乳育児促進キャンペーンを実施する。女性従業員が相対的に多い使用者は、妊婦休息室、授乳室を設け、必要な母子サービス施設を備えなければならない。</li><li>▪ 条件を整えた使用者、学校、コミュニティ、団体組織等が冬季休暇・夏季休暇の託児サービスを展開するよう奨励する。</li></ul>
<b>労働就業の適法な権益を着実に保護する</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 就業における性別による不当な扱いに関するヒアリング作業を継続的に展開し、法律に依拠して権利侵害行為を取り締まる。</li><li>▪ 妊娠期・授乳期の女性従業員に対する労働時間、賃金待遇、労働強度などの方面での特別な労働保護を法律に依拠して貫徹するよう使用者を促す。</li></ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.nhc.gov.cn/rkjcyjtfzs/s7785/202208/9247dd64744c42df9522c4fa2cb78e42.shtml>

- [行政と司法が連携して新型コロナウイルス感染症回復者等の労働者の平等な就業権利の保障を強化することに関する人的資源社会保障部、最高人民法院による通知](#)

【発布機関】人的資源社会保障部、最高人民法院  
【発布番号】人社部函〔2022〕108号  
【発布日】2022-08-16

【内容提要】该通知要求进一步保障新冠肺炎康复者等劳动者平等就业权利，并从严格禁止歧视新冠肺炎康复者等劳动者、加大招聘活动监管力度等四个方面做出部署。其中包括：

- 用人单位不得以曾经新冠肺炎病毒核酸检测阳性等为由，拒绝招（聘）用新冠肺炎康复者等劳动者；不得发布含有歧视性内容的招聘信息；除因疫情防控需要，不得违反个人信息保护法等有关规定，擅自非法查询新冠病毒核酸检测结果。
- 用人单位违反上述规定的，劳动者可以侵害平等就业权、个人信息权益等为由，依法提起诉讼。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.mohrss.gov.cn/lcj/LDJCJzhengcewunjian/202208/t20220816\\_482638.html](http://www.mohrss.gov.cn/lcj/LDJCJzhengcewunjian/202208/t20220816_482638.html)

● [国务院办公厅关于进一步规范行政裁量权基准制定和管理工作的意见](#)

【发布单位】国务院办公厅

【发布文号】国办发〔2022〕27号

【发布日期】2022-08-17

【内容提要】该意见明确了制定行政裁量权基准的职责权限、行政处罚裁量权基准的内容、严格行政裁量权基准制定程序、行政裁量权基准备案手续等事项。

- 到2023年底前，行政裁量权基准制度普遍建立，基本实现行政裁量标准制度化、行为规范化、管理科学化。
- 国务院有关部门制定本部门本系统的行政裁量权基准。省、自治区、直辖市和设区的市、自治州人民政府及其部门制定本行政区域内的行政裁量权基准。
- 坚决避免乱罚款，严格禁止以罚款进行创收，严格禁止以罚款数额进行排名或者作为绩效考核的指标。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-08/17/content\\_5705729.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-08/17/content_5705729.htm)

【概要】本通知では、新型コロナウイルス感染症回復者等の労働者の平等な就業権利をさらに保障するよう求め、新型コロナウイルス感染症回復者等の労働者に対する不当な扱いの厳禁、採用活動に対する監督管理の強化など4つの方面から段取りを行っている。それには、以下の内容が含まれる。

- 使用者は、PCR検査陽性となったことがあるなどの理由で、新型コロナウイルス感染症回復者などの労働者の採用を拒否してはならない。差別的な内容を含む求人情報を掲載してはならない。感染症蔓延防止上の必要がある場合を除き、個人情報保護法などの関連規定に違反し、PCR検査の結果を無断で不法に照会してはならない。
- 使用者が上述の規定に違反した場合、労働者は平等就業権、個人情報権益などを侵害したことを理由に、法律に依拠して訴訟を提起することができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.mohrss.gov.cn/lcj/LDJCJzhengcewunjian/202208/t20220816\\_482638.html](http://www.mohrss.gov.cn/lcj/LDJCJzhengcewunjian/202208/t20220816_482638.html)

● [行政裁量権基準の制定及び管理作業を更に規範化することに関する国务院弁公庁による意見](#)

【発布機関】国务院弁公庁

【発布番号】国弁発〔2022〕27号

【発布日】2022-08-17

【概要】本意見では、行政裁量権基準制定の職責権限、行政処罰裁量権基準の内容、行政裁量権基準制定手続きの厳格化、行政裁量権基準届出の手続き等の事項を明確にした。

- 2023年末までに、行政裁量権基準制度が普遍的に構築され、行政裁量権基準の制度化、行為の規範化、管理の科学化が基本的に実現される。
- 国务院の関係部門は、当部門・当系統の行政裁量権基準を制定する。省、自治区、直轄市及び区を置く市、自治州の人民政府及びその部門は、当行政区域内の行政裁量権基準を制定する。
- むやみな罰金を回避し、罰金で収入を生むことを厳禁し、罰金額でランキングを発表し又は業績評価の指標とすることを厳禁する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-08/17/content\\_5705729.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-08/17/content_5705729.htm)

● 上海市人民政府关于全面推行轻微违法行为依法不予行政处罚的指导意见

【发布单位】上海市人民政府  
【发布日期】2022-08-16  
【实施日期】2022-08-20  
【内容提要】该意见提出：

- 2022 年底前，上海市具有行政处罚权的市政府有关委、办、局和有关法律、法规授权组织普遍制定不予处罚清单，实施轻微违法不予处罚。
- 2023 年底前，上海市不予处罚清单全面覆盖各有关行政执法领域，不予处罚清单制度体系基本完善。
- 市级行政机关要根据行业特点、监管现状和执法实际，筛选出实施轻微违法不予处罚的行政处罚事项。对筛选出的行政处罚事项，市级行政机关要综合当事人的主观状态和违法行为损害法益情况、手段方式、危害后果、改正情况等因素，明确“违法行为轻微”、“危害后果轻微”等的具体标准，并依据《行政处罚法》第三十三条第一款的规定，确定具体不予处罚情形。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20220816/a4c328e8b37a4f519cf0df75aad477a4.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、里兆解读

● 新《反垄断法》下“纵向垄断协议”规定的变化

《反垄断法》(2022 年修正；以下简称“**新法**”)将于 2022 年 8 月 1 日起正式施行，这是对 2008 年实施的《反垄断法》(以下简称“**旧法**”)的首次修正，新法在“平台经济反垄断”、“经营者集中审查”、“纵向垄断协议”、“法律责任”等方面对旧法均有较大突破，本文就实务中备受关注的“纵向垄

● 法により軽微な違法行為に対して行政処罰対象外とすることを全面的に普及させることに関する上海市人民政府による指導意見

【発布機関】上海市人民政府  
【発布日】2022-08-16  
【実施日】2022-08-20  
【概要】本意見では、以下の内容を打ち出した。

- 2022 年末までに、上海市における行政処罰権を有する市政府の関連委員会、弁公室、局及び関連法律、法規の授權組織は、一般的に処罰対象外リストを作成し、軽微な違法行為に対しては処罰しない。
- 2023 年末までに、上海市の処罰対象外リストは各関連行政法執行分野を全面網羅し、処罰対象外リスト制度体系を基本的に整備する。
- 市級行政機関は、業界の特性、監督管理の現状及び法執行の実際状況に応じて、軽微な違法行為に対して処罰対象外とする行政処罰事項を選別しなければならない。選別された行政処罰事項について、市級行政機関は、当事者の主観的状态及び違法行為による法益の被害状況や手段方式、被害状況、是正状況などの要素を総合的に分析し、「軽微な違法行為」、「軽微な被害」などの具体的な基準を明確にし、「行政処罰法」第三十三条第 1 項の規定に基づき、具体的な処罰対象外とする情景を確定する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20220816/a4c328e8b37a4f519cf0df75aad477a4.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、里兆解説

● 新「独占禁止法」における「垂直的独占協定」規定の変化

「独占禁止法」(2022 年改正。以下「**新法**」)というが 2022 年 8 月 1 日から正式に施行される。今般の改正は、2008 年の「独占禁止法」(以下「**旧法**」)という施行後初の改正であり、新法は、「プラットフォーム業界における独占的行為」、「事業者集中審査」、「垂直的独占協定」、「法的責任」などの面で旧法を大きく改善してい

断协议”规定进行解读，以期经营者及时了解其变化及实务影响，做好相应准备。

る。本稿では、事業者においてその変更点及び実務への影響を把握し、それに応じた準備を行えるよう、なかでも実務上、注目を集めている「垂直的独占協定」に係る規定に焦点をあてて考察する。

旧法中“纵向垄断协议”相关规定	新法中“纵向垄断协议”相关规定
<p>第 14 条：禁止经营者与交易相对人达成下列垄断协议：</p> <p>（一）固定向第三人转售商品的价格；</p> <p>（二）限定向第三人转售商品的最低价格；</p> <p>（三）国务院反垄断执法机构认定的其他垄断协议。</p>	<p>第 18 条：禁止经营者与交易相对人达成下列垄断协议：</p> <p>（一）固定向第三人转售商品的价格；</p> <p>（二）限定向第三人转售商品的最低价格；</p> <p>（三）国务院反垄断执法机构认定的其他垄断协议。</p> <p><b>对前款第一项和第二项规定的协议，经营者能够证明其不具有排除、限制竞争效果的，不予禁止。</b></p> <p><b>经营者能够证明其在相关市场的市场份额低于国务院反垄断执法机构规定的标准，并符合国务院反垄断执法机构规定的其他条件的，不予禁止。</b></p>

旧法における「垂直的独占協定」に係る規定	新法における「垂直的独占協定」に係る規定
<p>第 14 条：事業者が取引相手と次に掲げる独占協定を締結することを禁止する。</p> <p>（一）第三者に対する商品の再販価格を固定すること。</p> <p>（二）第三者に対する商品の再販最低価格を限定すること。</p> <p>（三）国务院独占禁止法執行機関が認定するその他の独占協定。</p>	<p>第 18 条：事業者が取引相手と次に掲げる独占協定を締結することを禁止する。</p> <p>（一）第三者に対する商品の再販価格を固定すること。</p> <p>（二）第三者に対する商品の再販最低価格を限定すること。</p> <p>（三）国务院独占禁止法執行機関が認定するその他の独占協定。</p> <p><b>前項第一号及び第二号に定める協定について、事業者が競争を排除、制限する効果を有さないことを証明できる場合、禁止しない。</b></p> <p><b>事業者が、関連市場における事業者のマーケットシェアが国务院独占禁止法執行機関の定める基準を下回り、且つ国务院独占禁止法執行機関の定める其他条件に合致していることを証明できる場合、禁止しない。</b></p>

由此可见，新法在“纵向垄断协议”规定方面的变化，主要体现在两大方面：一是明确“纵向垄断协议”需以具有排除、限制竞争效果为前提，二是新增“安全港”规则。

以上からわかるように、新法における「垂直的独占協定」に係る規定の変更点は大きく 2 つあり、「垂直的独占協定」は、競争を排除、制限する効果を有することを前提としなければならないことの明確化、「セーフハーバー」ルールの導入が挙げられる。

### 一、明确“纵向垄断协议”需以具有排除、限制竞争效果为前提

### 一、「垂直的独占協定」は、競争を排除、制限する効果を有することを前提としなければならないことが明確にされた

1. 旧法中，垄断协议的定义（即、本法所称垄断协议，是指排除、限制竞争的协议、决定或者其他协同行为）规定在旧法第 13 条（横向垄断协议）中，导致实务中认为只有“横向垄断协议”需以具有排除、限制竞争效果为前提，而“纵向垄断协议”不论是否具有排除、限制竞争效果，一经达成，便是违法，经营者将面临巨额罚款。但是，实务中，一定程度的纵向价格管控可能并非必然会对市场竞争造成恶劣影响，反而可能会有利于维护正常的市场竞争秩序，比如，一些有实力的经销商可能会先通过恶性价格竞争扼杀竞争对手、以达到垄断市场的目的，之后再让最终用户或消费者承担恶性价格竞争的成本。相反，如果生产商对经销商有一定程度的价格管控，可能会有利于市场价格的透明化，维持相关企业的合理利润空间，避免有实力的经销商垄断市场。

1. 旧法において、独占協定の定義（すなわち、本法にいう「独占協定」とは、競争を排除、制限する協定、決定又はその他協調的行為をいう）は、旧法の第 13 条（水平的独占協定）に設けられていたために、競争を排除、制限する効果を有することが前提になるのは、「水平的独占協定」だけであり、「垂直的独占協定」は、競争を排除、制限する効果の有無を問わず、そのような協定を締結すれば違法となり、事業者は巨額の課徴金を負うことになるのだと解される向きがあった。しかし、実際には、垂直的に行われる価格コントロールは、必ずしも市場競争に悪い影響をもたらすとは限らず、逆に正常な市場競争秩序の維持に有益となる場合もある。例えば、市場を独占するために、有力な販売代理店が、価格の過当競争を通じて競争相手を締め出した結果、エンドユーザー又は消費者に価格の過当競争によって生じたコストを負わせることになる。これとは逆に、メーカーが、販売代理店における販売価

2. 新法对此进行了澄清，新法将垄断协议的定义独立出来、单独为一条（即、第 16 条），这意味着包括“纵向垄断协议”在内的所有垄断协议，均需以具有排除、限制竞争效果为前提。同时，新法第 18 条第 2 款再次明确“对于固定价格及限定转售价格的纵向垄断协议，经营者能够证明其不具有排除、限制竞争效果的，不予禁止”。但是，新法仍未改变实务中“推定违法”的执法逻辑（即、对于固定价格及限定转售价格的纵向垄断协议，执法机构一般会直接推定其具有排除、限制竞争的效果，而如要证明其不具有排除、限制竞争的效果，则需由经营者自己举证证明），因此，在该情况下，经营者如要援引“不具有排除、限制竞争效果”进行抗辩，则需注意、保留相关证据。
3. 另外，关于“不具有排除、限制竞争效果”的考量因素，新法未予以明确规定，结合以往中国反垄断法实践案例，我们理解，主要包括以下几个方面：
  - 1) **相关市场竞争是否充分**：通常只有在认定相关市场缺乏充分竞争的情形下，才会进一步判断“纵向垄断协议”的竞争效果。
  - 2) **经营者在相关市场中的市场地位**：经营者的市场支配或优势地位，是“纵向垄断协议”具有排除、限制竞争效果的前提和基础，如果经营者的市场地位较低，产品所占市场份额过少，往往难以产生排除、限制竞争效果。
  - 3) **实施“纵向垄断协议”的动机及竞争效果**：实施“纵向垄断协议”的动机和后果是判断其能否产生排除、限制竞争效果的重要因素，如果“纵向垄断协议”的动机是为了制止市场上不正当竞争行为（比如，低价倾销），而不是为了获取高额垄断利润，那么，该“纵向垄断协议”排除、限制竞争效果会进一步降低。

## 二、新增“安全港”规则

1. 根据新法第 18 条第 3 款的规定，对于“在相关市场的市场份额低于国务院反垄断执法机构规定的标准，并符合国务院反垄断执法机构规

格を一定程度コントロールしている場合には、市場価格の透明性向上に有益となり、企業における利幅が合理的に確保されることによって、有力な販売代理店が市場を独占するといった事態発生の防止につながる場合もある。

2. 新法では、独占協定の定義条項（すなわち、第 16 条）を別途設けることによって、「垂直的独占協定」を含む全ての独占協定は、競争を排除、制限する効果を有することを前提としなければならないことを明確に示している。また同時に、新法の第 18 条第 2 項は、「価格を固定する、及び再販価格を限定する垂直的独占協定について、事業者が競争を排除、制限する効果を有さないことを証明できる場合、禁止しない」ことを再度明確にしている。しかし、新法は、実務における「違法性の推定」の法執行論理（すなわち、価格を固定する、及び再販価格を限定する垂直的独占契約について、法執行機関は一般的には、競争を排除または制限する効果を有するものであると直接推定する。競争を排除または制限する効果を有さないことを証明しようとする場合、事業者自身が証拠を示して証明しなければならない）に変更を加えていないため、事業者がこうした状況の中で、「競争を排除又は制限する効果を有さない」ことをもって抗弁しようとする場合には、関連する証拠をきちんと押さえておく必要がある。
3. 「競争を排除、制限する効果を有さない」ことを判断するための考慮要素については、新法において明確にされていないものの、中国の独占禁止法に係る過去の事例を踏まえると、主に次のものが含まれると考えられる。
  - 1) **関連市場における競争は充分か**：通常、関連市場における競争が充分ではない場合に限り、「垂直的独占協定」の競争効果についての判断がさらに行われることになる。
  - 2) **関連市場における事業者の市場地位**：事業者の市場支配的地位又は優越的地位は、「垂直的独占協定」に競争を排除、制限する効果があるかどうかを判断する上での前提、手がかかりとなる。事業者の市場地位が低く、製品のマーケットシェアが過度に少ない場合、競争を排除、制限する効果は往々にして生じにくい。
  - 3) **「垂直的独占協定」を実施する動機及び競争効果**：「垂直的独占協定」を実施する動機及び弊害は、競争を排除、制限する効果が生じ得るかどうかを判断する上での重要な要素になる。例えば、「垂直的独占協定」の実施は、市場における不正競争行為（例えば、不当廉売）を抑止することが目的であり、独占行為によって高額の利益をあげることが目的ではない場合、そのような「垂直的独占協定」によってもたらされる「競争を排除、制限する効果」はさらに弱まることになる。

## 二、「セーフハーバー」ルールの導入

1. 新法の第 18 条第 3 項は、「関連市場におけるマーケットシェアが国务院独占禁止法執行機関の定める基準を下回り、且つ国务院独占禁止法執行機

定的其他条件”的经营者，不属于“纵向垄断协议”规定的规制对象，相当于向其提供了一个“安全港”。

2. 关于“安全港”规则的市场份额，新法未予以明确规定，而参考《禁止垄断协议规定（征求意见稿）》第 15 条的规定，“安全港”规则的市场份额门槛设置为 15%，相较于此前《国务院反垄断委员会关于汽车业的反垄断指南》、《国务院反垄断委员会关于知识产权领域的反垄断指南》规定的 30% 门槛，“安全港”的市场份额被进一步压缩，一定程度上体现了执法机构对于“安全港”规则的审慎态度。

3. 需注意的是，在新法修改草案中，“安全港”规则是被独立规定、适用于所有垄断协议，而在最终通过的新法中，“安全港”规则成为“纵向垄断协议”规定中的一款，据此可知，“安全港”规则只适用于“纵向垄断协议”，而不适用于“横向垄断协议”。

4. 另外，关于“安全港”规则的适用，除需关注“国务院反垄断执法机构规定的其他条件”外，实务中可能会存在以下问题，在该等问题被明确之前，我们建议经营者适用“安全港”规则时需更加谨慎：

1) **相关市场的界定**：新法未对相关市场的界定进行规定，对于经营者而言，很可能会出现“在 A 市场中市场份额低于 15%，而在 B 细分市场中市场份额超过 15%”的情况，因此，相关市场的界定，对于适用“安全港”规则较为重要。结合我们的实务经验，界定相关市场的决定性因素是产品（地域）的可替代性，可替代程度越高，就越可能属于同一相关市场，具体仍需结合实际情况进行个案判断。

2) **市场份额的计算**：根据《禁止垄断协议规定（征求意见稿）》第 15 条规定，交易相对人为多个的，在同一相关市场的市场份额应合并计算。但是，实务中，市场交易错综复杂，一个生产商或批发商，往往同时会与很多的经销商合作，而大部分的经销商可能也会同时销售众多同类产品，如果仅是某一品牌产品的市场份额进行合并计算，那么经营者可能会落入“安全港”的范围内，但如果是将下游全部经销商销售的、所有同类产品的市场份额一起合并计算，则较为容易超出“安全港”的范围。

関の定めるその他条件に合致する」事業者は、「垂直的独占協定」規定の規制対象にならないとしており、これは、いわば「セーフハーバー」に相当するものである。

2. 「セーフハーバー」ルールに係るマーケットシェアについて、新法では明確にしていなかったが、「独占協定禁止規定（意見募集案）」第 15 条の規定を参考にするに、「セーフハーバー」ルールに係るマーケットシェア基準は 15% になっており、これは、従前の「自動車業種に関する国务院独占禁止委員会による独占禁止法上のガイドライン」、「知的財産権分野における国务院独占禁止委員会による独占禁止法上のガイドライン」では、基準を 30% に設定していたことと比べると、「セーフハーバー」に係るマーケットシェアがさらに縮小されていることから、「セーフハーバー」ルールに対する法執行機関の慎重な姿勢がある程度読み取れる。

3. 新法改正案では、「セーフハーバー」ルール条項が別途に設けられ、すべての独占協定に適用される形になっていたが、最終的に可決された新法においては、「セーフハーバー」ルールは、「垂直的独占協定」規定条項の中で設けられていることから、「セーフハーバー」ルールは、「垂直的独占協定」にのみ適用されるものであり、「水平的独占協定」には適用されないことがわかる。

4. また、「セーフハーバー」ルールの適用については、「国务院独占禁止法執行機関の定めるその他条件」に注意を払っておく必要があるほか、実務では、以下の点も問題になるであろうことが予想されるため、これら問題が解決されるまでは、事業者において、「セーフハーバー」ルールの適用に際しては、より慎重に対応することが望ましい。

1) **関連市場の画定**：新法では、関連市場の画定に関する規定を設けていないが、事業者においては、「A 市場におけるマーケットシェアは、15% を下回るが、B 細分化市場におけるマーケットシェアは 15% を超える」といった状況が生じる可能性が高いことから言えば、関連市場の画定は、「セーフハーバー」ルールを適用する上で重要である。筆者の実務経験を踏まえると、製品（地域）の代替可能性が、関連市場を画定する上での重要なポイントになり、代替可能性の程度が高いほど、同一の関連市場に属する可能性も高まることになるが、具体的には実情に応じて個別に判断する必要がある。

2) **マーケットシェアの計算**：「独占協定禁止規定（意見募集案）」第 15 条によると、取引相手が複数ある場合、同一の関連市場におけるマーケットシェアは、全てを含めて計算しなければならない、としている。しかし、実態として、市場取引は複雑に入り組んでおり、一つのメーカー若しくは卸売業者が同時に数社の販売代理店と取引し、またこれら販売代理店の大多数が同時に同類製品を多数販売している場合が往々にしてあることから、こうした状況の中で、ある特定のブランド製品のマーケットシェアだけを計算するならば、事業者は「セーフハーバー」の適用対象になるであろうが、川下にある全ての販売代理店が販売する、全ての同類

- 3) “安全港”规则证明要求高，导致其“形同虚设”：根据《禁止垄断协议规定（征求意见稿）》第 15、16 条规定，适用“安全港”规则，经营者需证明“无相反证据证明其排除、限制竞争”，且提交的书面申请中应载明“协议在相关市场不会排除、限制竞争”的事项，但是，如果经营者能够证明“不会排除、限制竞争”，那么经营者可以直接提出“不构成纵向垄断协议”的抗辩，而没有适用“安全港”规则的必要。

### 三、结语

新法下“纵向垄断协议”规定的变化，澄清了实务中对于“纵向垄断协议”是否需要具有排除、限制竞争效果的疑问，而新增的“安全港”规则，对于市场份额较低的经营者是一个利好，但实务中仍存在部分问题、待进一步明确。同时，随着“安全港”规则的建立，“安全港”范围外的经营者今后可能会成为执法机构关注的重点，该等经营者需对反垄断合规予以重视，并关注未来的执法动态。

（作者：里兆律师事务所 邱奇峰 陈一夫；  
实习生马士晓亦有贡献）

### 三、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [滴滴巨额罚款对企业网络安全、数据安全、个人信息保护的警示](#)
- [个人信息出境标准合同（征求意见稿）](#)
- [《反垄断法（2022 年修订）》](#)

製品のマーケットシェアも合わせて計算した場合には、「セーフハーバー」の適用対象から外れやすくなる。

- 3) 「セーフハーバー」ルール適用のための証明要求が高いことによるルールの「形骸化」：「独占協定禁止規定（意見募集案）」第 15 条、16 条によると、「セーフハーバー」ルールが適用されるためには、事業者は、「競争を排除、制限することを示す反対証拠がない」ことを証明し、尚且つ提出する申請書において「協定は関連市場における競争を排除、制限することはない」ことを明記することが義務付けられているが、事業者が「競争を排除、制限することはない」ことを証明できる場合には、「垂直的独占協定に該当しない」旨の抗弁を直接行えばよいため、「ハーバーセーフ」ルールを適用する必要性はなくなる。

### 三、おわりに

新法における「垂直的独占協定」規定の変更により、「垂直的独占協定」は、競争を排除または制限する効果を有する必要があるかどうかといった実務上の疑問が解消された。また、今般新たに導入された「セーフハーバー」ルールは、マーケットシェアの低い事業者にとっては朗報であるものの、実務上今後、明確化が待たれる未解決の問題も残っている。一方、「セーフハーバー」ルールの導入に伴い、今後、法執行機関が、「セーフハーバー」の適用対象外となった事業者に目を光らせるであろうことが予想されるため、当該事業者は独占禁止法遵守に細心の注意を払い、今後の法執行動向にも注意を払っておく必要がある。

（里兆法律事務所の邱奇峰、陳一夫が作成した。  
また、実習生の馬士曉も作成に貢献した）

### 三、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [配車サービス大手「滴滴」\(DiDi\)に科された巨額の罰金が企業のサイバーセキュリティ、データセキュリティ、個人情報保護に与える警告](#)
- [個人情報越境移転の標準契約（意見募集案）](#)
- [独占禁止法（2022 年改正）](#)